明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二百五十一　メチル＝二―［一―（四―フルオロブチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類	（新設）
二百五十二　（略）	
二百五十三～三百　（略）	
	二百五十　メチル＝二―［一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類
	二百五十一～二百九十八　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

2　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和三年厚生労働省令第十五号）第十四条の表改正前欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十六」を「二百九十八」に、「二百九十七」を「二百九十九」に、「二百九十八」を「三百」に改め、同表改正後欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十六」を「二百九十八」に、「二百九十七」を「二百九十九」に、「二百九十八」を「三百」に改める。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）